

再利用品情報コーナー実施要領

1. 目的

一般家庭で不用となった使用可能な品物の情報を広く町民に提供し、消費生活の合理化と再利用の推進を図る。

2. 情報の提供方法

広報紙・お知らせ版等を活用し、町民等に情報提供を行う。

3. 情報提供の申し込み・登録

再利用品の提供者及び譲り受けを希望する者は、20歳以上の町民とし、町に直接またはFAXで申し込み（登録）する。

4. 登録・掲示期間

受付日（登録日）から広報掲載後1か月間とする。また、継続する場合は再登録できる。ただし、再登録は1回限りとする。

5. 取扱い品目

家庭用電化製品・家具類・楽器類・スポーツ用品・ベビー用品・その他比較的大き目の一般家庭用品でかつ無償の物品とする。

6. 取扱えない品目

貴金属・動植物・衣料品・食料品・医薬品・化粧品・携帯電話・オートバイ・自動車・業務用機器等の物品及びその他この制度の趣旨に反する物品。

7. 斡旋交渉方法

「ゆずります」の情報を受付紹介し、交渉は当事者双方の責任において、行うものとする。

また、交渉中及び譲渡後の当該不用品に係るトラブルについては、当事者間で解決し、町は関与せず、何ら責任を負わない。

8. 交渉結果報告

情報提供の当事者は、紹介された情報に係る交渉の成否にかかわらず結果を速やかに町へ報告する。

9. 個人情報の取扱い

事務従事者及び再利用品に係る当事者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう適切な管理に努める。

10. 補則

この要領に定めるものの他、不用品に係る情報提供事務の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。